

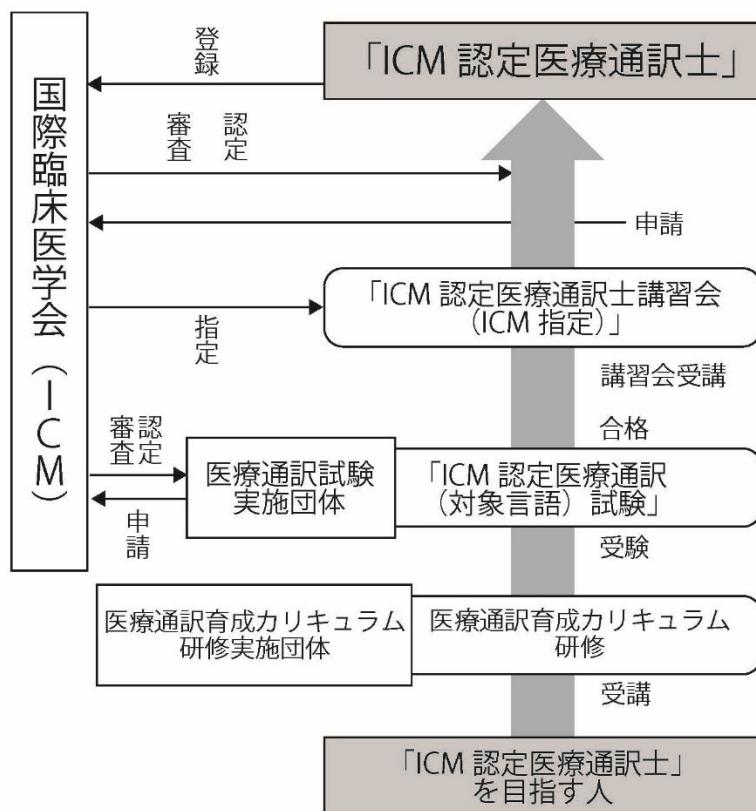
# 「国際臨床医学会認定医療通訳士」認定 医療通訳試験実施団体 募集要項

2025年12月10日

国際臨床医学会（以下 ICM）では、医療通訳士認定制度を推進していくにあたり、「ICM 認定医療通訳試験」の実施団体を募集いたします。応募する団体は、ICM 事務局宛に所定の応募申請書により電子メールにてご応募ください。なお、審査には別途審査料が必要です。

試験実施団体が行う医療通訳試験について、審査のうえ適格と認めた言語の医療通訳試験は、「ICM 認定医療通訳試験（当該言語）」と認定いたします。また、その合格者を「ICM 認定医療通訳試験（当該言語）合格者」と認めます。「ICM 認定医療通訳試験（当該言語）合格者」は、ICM が指定する「ICM 指定医療通訳士認定講習会」を必要時間数受講後、ICM に認定申請を行い、審査のうえ「ICM 認定医療通訳士（当該言語）」として認定され、本人には認定証を発行いたします。

図 1. 医療通訳試験合格による「ICM 認定医療通訳士試験合格者認定」認定までの流れ



- 対象となる医療通訳試験の通訳対象言語：英語、中国語
- 募集期間： 2026年1月16日～2月16日
- 応募方法：電子メールにて国際臨床医学会事務局に送付（必着）
- 送付先メールアドレス：[hci@kokusairinshouigaku.jp](mailto:hci@kokusairinshouigaku.jp)
- ヒアリング： 2月中旬～3月中旬にて試験団体と医療通訳士認定部会とのWeb会議システムを利用してヒアリングを実施
- 審査料：医療通訳試験 1言語につき 3万円(税別)  
(振込口座については別途メールでご連絡させていただきます)
- 審査結果の通知：2026年3月23日（予定）  
応募元メールアドレスに電子メールにて連絡
- 認定料：1言語につき（3年間有効） 15万円（税別）
- 認定期間：3年
- 応募条件
  - 1. 医療通訳試験を実施している団体は、以下の条件を満たしていること（様式1）
    - 1-1. 組織として理念・目的が明確であり、医療通訳試験を継続的・安定的に実施するためには必要な組織体制や財務基盤を有すること
    - 1-2. 組織的・継続的に医療通訳試験を実施し、改善することが可能であること
    - 1-3. 実施している医療通訳試験と利益相反がないこと
    - 1-4. 医療通訳試験を毎年一回以上実施していること
    - 1-5. 医療通訳育成カリキュラム基準に基づく養成研修を行っていないこと
  - 2. 医療通訳試験の作成と実施、および合否判定は、以下の要件を満たしていること（様式2に言語毎に記載してください）。
  - 2-1. 試験の目的
    - ・医療通訳者に必要な知識、能力と技能、倫理を有していることを把握するために実施する試験であること
  - 2-2. 試験の内容
    - ・「医療通訳育成カリキュラム基準」  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056944.html>)  
にある以下の内容がすべて含まれている試験であること
      - a. 医療通訳理論
      - b. 倫理とコミュニケーション
      - c. 医療通訳に必要な知識
      - d. 通訳に必要な通訳技術
      - e. 通訳実技
  - 2-3. 試験の作成

- ・医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容に関して十分な知識、技能と経験を有している者が試験問題の作成に従事すること
  - a. 医療通訳理論
  - b. 倫理とコミュニケーション
  - c. 医療通訳に必要な知識
  - d. 通訳に必要な通訳技術
  - e. 通訳実技

#### 2-4. 試験の実施方法

- ・「医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容を筆記試験で評価していること
  - a. 医療通訳理論
  - b. 倫理とコミュニケーション
  - c. 医療通訳に必要な知識
- ・「医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容を筆記試験及び実技試験で評価していること
  - d. 通訳に必要な通訳技術
- ・「医療通訳育成カリキュラム基準」の以下の内容を実技試験で評価していること
  - e. 通訳実技
- ・多くの受験者が簡便かつ公平に受験できるような配慮が行われていること
- ・試験情報漏洩、なりすまし受験等の不正防止対策を適切に行っていること
- ・オンライン試験の場合、オンラインでの試験実施と同等の不正防止セキュリティレベルを有していること

#### 2-5. 試験の合否判定

- ・筆記試験、実技試験共に採点・合否の基準が明確に定められていること

#### 2-6. 試験の検証と改善

- ・試験実施から得られるデータに基づき、試験の課題や採点・合否基準について検証し継続的な改善を図っていること

#### 2-7. 受験者の条件

- ・試験の受験者について、以下の条件を考慮していること
  - 1) 原則 20 歳以上(医療通訳育成カリキュラム基準の受講条件に相当する年齢)
  - 2) 母語の語学力、知識
  - 3) 対象言語の能力
  - 4) 母語と対象言語の国や地域の習慣、社会常識を理解していること

#### 2-8. 試験範囲、内容、判定に関する情報公開を行なっていること

以上